平成２４年（フ）第４１９５号
大阪市城東区諏訪３丁目15番41号
破産者　有限会社トキワ化工
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２４０号
大阪府交野市私部西５丁目７番３―409号
破産者　大東化成株式会社
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５９号
兵庫県西宮市甲風園１丁目６番８号
破産者　株式会社いちりん
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２１号
佐賀県佐賀市高木瀬東３丁目１番10号
破産者　有限会社マインドサービス
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３１８号
鹿児島市東谷山４丁目22番１号
破産者　有限会社緒方
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１５６号
茨城県笠間市下郷4628番地
破産者　有限会社中山運輸
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２９９号
相模原市緑区橋本６丁目30番５号
破産者　オリエント貿易株式会社
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２６２号
石川県白山市徳丸町393番地１
破産者　株式会社喜楽
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第９１号
愛知県一宮市萩原町串作2015番地
破産者　有限会社武田鉄工所
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２７９号
和歌山市八番丁９番地
破産者　有限会社カルテップ
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３２号
山口県防府市新築地町２番地の３
破産者　防府水産物荷受協同組合
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１９３号
香川県善通寺市上吉田町４丁目５番１号
破産者　医療法人社団　藤田医院
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２０年（フ）第１９４号
香川県善通寺市上吉田町４丁目５番１号
破産者　藤田　博茂
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第８１２号
熊本県菊池市泗水町吉富3215番地25
破産者　株式会社全熊
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第８１３号
熊本県菊池市泗水町吉富3215番地41
破産者　株式会社熊昭
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第８１４号
熊本県阿蘇郡高森町大字中75番地
破産者　亡岡部昭也相続財産
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４８８号
宮崎市大字赤江1367番地２
破産者　有限会社新和建設
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４９号
佐賀県西松浦郡有田町中樽２丁目17番35号
破産者　有限会社草山窯
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第７３号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丙25番地１
破産者　有限会社旅館山水
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第３１６号
北海道苫小牧市宮前町２丁目24番10号
破産者　株式会社優進
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１２３０号
福岡県太宰府市観世音寺６丁目７番３号
破産者　株式会社マイノリティ
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３２号
栃木県大田原市中田原2256番地　市営中田原団地73号、開始決定時の住所栃木県大田原市美原１丁目６番48号
破産者　鈴木　正男
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係